

技能職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第76号

技能職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(技能職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 技能職員の給与に関する規則(昭和32年香川県規則第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
(給料表) 第2条 略						(給料表) 第2条 給料表は別表第1に定めるとおりとする。					
別表第1(第2条関係)						別表第1(第2条関係)					
技 能 職 給 料 表						技 能 職 給 料 表					
職員 の区 分	職務の級 号 給	1 級		2 級		3 級		4 級			
		給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円		
	1	略		略		略		略			
	2										
	3										
	4										
	5										
	6										
	7										
	8										
	9										
	10										
	11										
	12										
	13										
	14										
	15										
	16										
	17										
	18										
	19										
	20										
	21										
	22										
	23										
	24										
	25										
	26										
	27										

	28		
	29		
	30		
	31		
	32		
	33		
	34		
	35		
	36		
	37		
	38		
	39		
	40		
	41		
	42		
	43		
	44		
	45		
	46		
	47		
	48		
	49		<u>299.900</u>
	50		<u>300.700</u>
	51		<u>301.500</u>
	52		<u>302.300</u>
	53		<u>302.900</u>
	54		<u>303.700</u>
	55		<u>304.400</u>
	56		<u>305.100</u>
	57		<u>305.800</u>
	58		<u>306.600</u>
	59		<u>307.400</u>
	60		<u>308.200</u>
	61		<u>308.800</u>
	62		<u>309.500</u>
	63		<u>310.200</u>
再任	64		<u>310.900</u>
用職	65		<u>311.400</u>
員以	66		<u>312.000</u>
外の	67		<u>312.600</u>
職員	68		<u>313.200</u>
	69		<u>313.800</u>
	70		<u>314.300</u>
	71		<u>314.800</u>
	72		<u>315.300</u>
	73		<u>315.600</u>
	74		<u>316.100</u>
	75		<u>316.600</u>
	76		<u>317.100</u>
	77	<u>290.000</u>	<u>317.300</u>
	78	<u>290.600</u>	<u>317.700</u>
	79	<u>291.100</u>	<u>318.100</u>
	80	<u>291.500</u>	<u>318.500</u>
	81	<u>292.000</u>	<u>319.000</u>

	28		
	29		
	30		
	31		
	32		
	33		
	34		
	35		
	36		
	37		
	38		
	39		
	40		
	41		
	42		
	43		
	44		
	45		
	46		
	47		
	48		
	49		<u>300.100</u>
	50		<u>301.000</u>
	51		<u>301.900</u>
	52		<u>302.800</u>
	53		<u>303.600</u>
	54		<u>304.400</u>
	55		<u>305.200</u>
	56		<u>306.000</u>
	57		<u>306.800</u>
	58		<u>307.600</u>
	59		<u>308.400</u>
	60		<u>309.200</u>
	61		<u>309.800</u>
	62		<u>310.500</u>
	63		<u>311.200</u>
再任	64		<u>311.900</u>
用職	65		<u>312.600</u>
員以	66		<u>313.200</u>
外の	67		<u>313.800</u>
職員	68		<u>314.400</u>
	69		<u>315.100</u>
	70		<u>315.600</u>
	71		<u>316.100</u>
	72		<u>316.600</u>
	73		<u>316.900</u>
	74		<u>317.400</u>
	75		<u>317.900</u>
	76		<u>318.400</u>
	77	<u>290.200</u>	<u>318.700</u>
	78	<u>290.800</u>	<u>319.100</u>
	79	<u>291.400</u>	<u>319.500</u>
	80	<u>292.000</u>	<u>319.900</u>
	81	<u>292.500</u>	<u>320.400</u>

82		292.500	319.400	82		293.100	320.800
83		293.000	319.800	83		293.700	321.200
84		293.500	320.200	84		294.300	321.600
85	260.300	293.900	320.500	85	260.500	294.800	322.000
86	260.700	294.500	320.900	86	260.900	295.400	322.400
87	261.000	295.100	321.300	87	261.300	296.000	322.800
88	261.300	295.700	321.700	88	261.700	296.600	323.200
89	261.500	296.000	322.000	89	261.900	297.000	323.500
90	261.700	296.500	322.400	90	262.300	297.500	323.900
91	262.100	297.000	322.800	91	262.700	298.000	324.300
92	262.300	297.500	323.200	92	263.100	298.500	324.700
93	262.600	297.900	323.400	93	263.500	299.000	325.000
94	263.000	298.400	323.800	94	263.900	299.500	325.400
95	263.400	298.900	324.200	95	264.300	300.000	325.800
96	263.800	299.400	324.600	96	264.700	300.500	326.200
97	264.000	299.700	324.900	97	264.900	300.900	326.500
98	264.300	300.200	325.300	98	265.200	301.400	326.900
99	264.500	300.700	325.700	99	265.400	301.900	327.300
100	264.800	301.200	326.100	100	265.700	302.400	327.700
101	265.100	301.600	326.400	101	266.100	302.800	328.000
102	265.300	302.000		102	266.300	303.200	
103	265.600	302.400		103	266.600	303.600	
104	265.900	302.800		104	266.900	304.000	
105	266.100	303.100		105	267.200	304.400	
106	266.400	303.500		106	267.500	304.800	
107	266.700	303.900		107	267.800	305.200	
108	267.000	304.300		108	268.100	305.600	
109	267.300	304.700		109	268.400	306.000	
110	267.600	305.100		110	268.700	306.400	
111	267.900	305.500		111	269.000	306.800	
112	268.200	305.900		112	269.300	307.200	
113	268.400	306.100		113	269.600	307.500	
114	268.700	306.500		114	269.900	307.900	
115	269.000	306.900		115	270.200	308.300	
116	269.300	307.300		116	270.500	308.700	
117	269.600	307.600		117	270.800	309.000	
118	269.900	308.000		118	271.100	309.400	
119	270.200	308.400		119	271.400	309.800	
120	270.500	308.800		120	271.700	310.200	
121	270.600	309.000		121	271.900	310.500	
122	270.900	309.400		122	272.200	310.900	
123	271.200	309.800		123	272.500	311.300	
124	271.500	310.200		124	272.800	311.700	
125	271.600	310.400		125	272.900	311.900	
126	271.900	310.800		126	273.200	312.300	
127	272.200	311.200		127	273.500	312.700	
128	272.500	311.600		128	273.800	313.100	
129	272.600	311.800		129	273.900	313.300	
130	272.900	312.200		130	274.200	313.700	
131	273.200	312.600		131	274.500	314.100	
132	273.500	313.000		132	274.800	314.500	
133	273.600	313.200		133	274.900	314.700	
134	273.900			134	275.200		
135	274.200			135	275.500		

	136		274,500		
	137		274,600		
再任用職員		191,700	202,900	225,000	246,200
備考	略				

	136		275,800		
	137		275,900		
再任用職員		192,200	203,500	225,700	247,000
備考	略				

(技能職員の給与の特例に関する規則の一部改正)

第2条 技能職員の給与の特例に関する規則（平成23年香川県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>技能職員の給与に関する規則（昭和32年香川県規則第50号）の適用を受ける職員（同規則別表第1（以下「技能職給料表」という。）の職務の級2級の41号給以下又は1級の職員を除く。）の受ける給料月額、技能職員の給与に関する規則及び技能職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則（平成21年香川県規則第39号。以下「平成21年改正技能職員給与規則」という。）附則第4項の規定により職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）の給料表の適用を受ける職員の例により支給される給料（以下「差額給料」という。）の額及び平成21年改正技能職員給与規則附則第5項第3号及び第4号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額（以下「給料合計額」という。）は、平成23年度及び平成24年度においては、技能職員の給与に関する規則第2条並びに平成21年改正技能職員給与規則附則第4項及び第5項の規定にかかわらず、給料合計額が技能職給料表に定める給料月額、差額給料の額及び平成21年改正技能職員給与規則附則第5項第1号に規定する経過措置保障額の合計額から当該合計額に100分の0.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額を超える場合にあつては、その差額を給料合計額から減じて得た額とする。ただし、手当の額の算定基礎となる給料合計額については、この限りでない。</p> <p>附 則</p> <p>2 この規則は、<u>平成25年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>技能職員の給与に関する規則（昭和32年香川県規則第50号）の適用を受ける職員（同規則別表第1（以下「技能職給料表」という。）の職務の級1級の職員を除く。）の受ける給料月額、技能職員の給与に関する規則及び技能職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則（平成21年香川県規則第39号。以下「平成21年改正技能職員給与規則」という。）附則第4項の規定により職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）の給料表の適用を受ける職員の例により支給される給料（以下「差額給料」という。）の額及び平成21年改正技能職員給与規則附則第5項第3号に定める額の合計額（以下「給料合計額」という。）は、平成23年度においては、技能職員の給与に関する規則第2条並びに平成21年改正技能職員給与規則附則第4項及び第5項の規定にかかわらず、給料合計額が技能職給料表に定める給料月額、差額給料の額及び平成21年改正技能職員給与規則附則第5項第1号に規定する経過措置保障額の合計額から当該合計額に100分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を超える場合にあつては、その差額を給料合計額から減じて得た額とする。ただし、手当の額の算定基礎となる給料合計額については、この限りでない。</p> <p>附 則</p> <p>2 この規則は、<u>平成24年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

(技能職員の給与に関する規則及び技能職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第3条 技能職員の給与に関する規則及び技能職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則（平成21年香川県規則第39号）の一部を次のように改正

する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="232 292 320 323">附 則</p> <p data-bbox="197 367 582 399">(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p data-bbox="152 405 1104 850">4 職員の平成21年切替日以後の給料月額(平成21年切替日以後に決定された職務の級及び号給による給料月額をいう。以下同じ。)が前2項に規定する平成18年4月1日の前日における職務の級及び号給とみなされる職務の級及び号給に対応する同日における国家公務員行政職俸給表(二)に定められた俸給月額の額(技能職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則(平成21年香川県規則第72号)の施行の日において、職員であってその職務の級及び号給が2級の32号給以下又は1級の68号給以下であるものにあつては<u>100分の99.34</u>、当該職員以外の職員にあつては<u>100分の99.09</u>を当該額に乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる職員には、一般職員の例により、当該平成21年切替日以後の給料月額のほか、その差額に相当する額(以下「差額給料」という。)を給料として支給する。</p>	<p data-bbox="1225 292 1312 323">附 則</p> <p data-bbox="1189 367 1574 399">(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p data-bbox="1144 405 2096 850">4 職員の平成21年切替日以後の給料月額(平成21年切替日以後に決定された職務の級及び号給による給料月額をいう。以下同じ。)が前2項に規定する平成18年4月1日の前日における職務の級及び号給とみなされる職務の級及び号給に対応する同日における国家公務員行政職俸給表(二)に定められた俸給月額の額(技能職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則(平成21年香川県規則第72号)の施行の日において、職員であってその職務の級及び号給が2級の32号給以下又は1級の68号給以下であるものにあつては<u>100分の99.83</u>、当該職員以外の職員にあつては<u>100分の99.58</u>を当該額に乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる職員には、一般職員の例により、当該平成21年切替日以後の給料月額のほか、その差額に相当する額(以下「差額給料」という。)を給料として支給する。</p>

附 則

この規則は、平成24年1月1日から施行する。